

# 高知県公報

発 行 所  
高 知 県  
高 知 市 丸 ノ 内  
一 丁 目 2 番 20 号  
発 行 日  
毎 週 2 回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	1

## 告 示

### 高知県告示第4号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和5年1月10日

高知県知事 濱田 省司

大谷加入区

### 高知県告示第5号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成31年1月高知県告示第14号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和5年1月7日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年1月10日

高知県知事 濱田 省司

大谷加入区